

事業	区分	補助対象経費	補助額
木造住宅耐震改修事業	別に定める安価な工法を用いて耐震補強計画を策定した場合	当該事業に要する経費	(1) 及び (2) の合計額とする。 (1) 1 件ごとに、補助対象経費のうち耐震補強計画策定に関する経費と 30 万円とを比較していずれか少ない額 (2) 補助対象経費から (1) の補助額を減じた額と 115 万円（高齢者のみが居住する木造住宅等については 135 万円）とを比較していずれか少ない額
	上記以外の場合	当該事業に要する経費	1 件ごとに、補助対象経費と 115 万円（高齢者のみが居住する木造住宅等については 135 万円）とを比較していずれか少ない額